

大阪広域環境施設組合条例第 1 号

大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合職員定数条例（平成26年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「491人」を「486人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。